福祉サービス苦情解決制度

福祉サービスの事業者は、利用者からの苦情の申し出があった場合、適切な解決に努めなければなりません。

皆様にご利用いただいている社会福祉協議会の福祉サービスについて、お困りのことはありませんか?

本会では、よりよいサービスを提供するため、皆様からの苦情をお聞きし、円満に解決できるよう次の方を第三者委員として委嘱し、随時相談できる体制を整えています。

なお、皆様からの苦情に対し、解決困難なものについては、公正・中立な第三者機関として苦情解決を図る運営適正化委員会が愛知県社会福祉協議会に設置されています。

●第三者委員

石原　庸隆（民生・児童委員）
山本佐知子（民生・児童委員）

●苦情解決相談

日　時　随時
場　所　蒲郡市社会福祉協議会

苦情解決の仕組み

お気軽にご相談ください。 69-3911

悩みごとや誰かに解決のいとぐちをアドバイスして欲しい問題など、ひろく市民の日常生活でのあらゆる相談ごとに、適切な助言・援助を行い、福祉の増進を図ろうとするものです。

法　律　相　談

【とき】毎月第2・4金曜日(祝日を除く)午後1時～4時
【申込】予約制。相談日の1週間前の月曜日から受付ます。

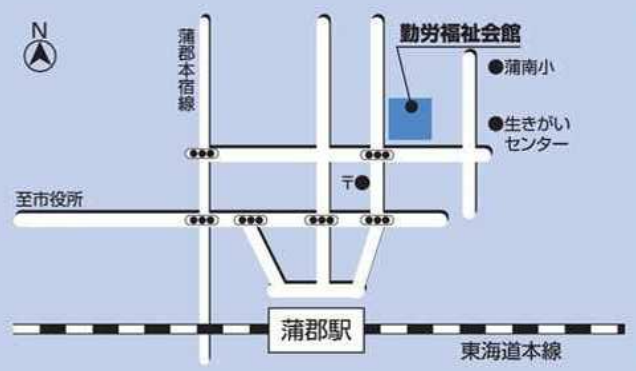

笑顔を育むお手伝い

いきいきライフ

生活福祉資金貸付制度

この制度は、事業を始めたい・進学が決まった・家族の急病・家を増改築したいなど、生活のいろいろな場面での必要な資金を、ご利用いただく制度です。

◎ご相談は社会福祉協議会または民生委員まで